

# 選挙事務所の設営における建築基準法等の遵守について

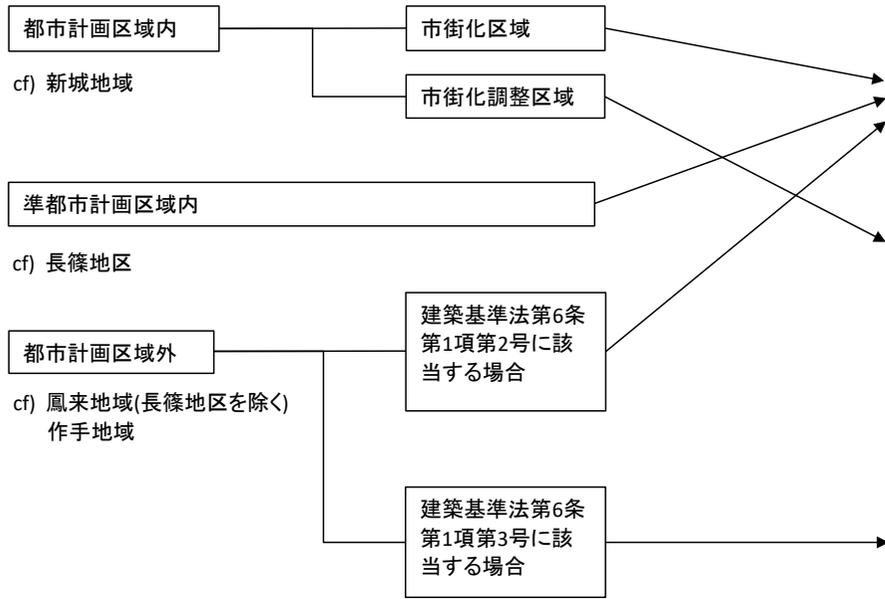
作成：新城市選挙管理委員会  
問い合わせ先：建築確認申請に関することは建築士や指定確認検査機関へお問い合わせください。  
仮設建築物の許可や都市計画法に関することは新城市都市計画課 0536-23-7640

## 新設する場合



短期間のみ使用する選挙事務所の設営であっても、**建築基準法に基づく手続きが必要です。**

\* 建築地のエリアによって手続きが異なります。



建築基準法に基づく**建築確認申請**が必要です。  
また、仮設建築物として設置する場合には**仮設建築物の許可**を事前に  
取得する必要があります。

建築基準法に基づく**仮設建築物の許可**及び**建築確認申請**の両方  
が必要です。

建築基準法に基づく**工事届**が必要です。

**※仮設建築物とは**  
建築基準法第85条第6項(仮設建築物の許可)により安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合に、期間を定めて一時的に設置される建築物をいいます。  
一時利用の建築物であることから建築基準法の一部規定の適用を受けないため建築に必要な要件が緩和されます。

\* 既存建物の適法性は必須要件です。

## 既存建物を 使用する場合



**市街化区域内**：指定されている用途地域によって異なります。  
**使用可能(手続不要)な地域**と、**違法となり使用不可の地域**があります。

**市街化調整区域内**：当該区域には都市計画法の制限がありますが、**裏面の要件を満たす建物**は使用可能(手続不要)です。

**準都市計画区域内及び都市計画区域外**：使用可能(手続不要)です。

ex) 飲食店の空き店舗を  
選挙事務所として利用する場合

**要注意!!!!(新設、既設どちらでも)**

**プレハブ等であっても、建築基準法は適用されるため、手続きや基礎工事は必要です。直置きやブロック積みは違法となりますのでご注意ください。**

都市計画法上適正に立地している市街化調整区域内の既存建築物を、次の1及び2の要件を満たす選挙事務所として公職選挙法に規定する選挙告示から開票までの期間(一般的な準備及び片付け期間を含む。)のみ一時的に使用する場合は、都市計画法第42条及び第43条に規定する「用途の変更」に該当しません。

- 1 当該選挙事務所を使用して選挙活動を行う候補者及び活動対象とする選挙が特定できること。
- 2 選挙の終了後は速やかに当該選挙事務所を撤収すること。

(参考:令和4年3月25日付3東建号外及び令和4年3月24日付3建指第581-1号)